

アメリカ情報公開法の改正—2007年政府公開法

廣瀬 淳子

【目次】

- I アメリカの情報公開制度の概要
 - II 改正にいたる経緯
 - III 110議会における審議
 - IV 2007年政府公開法の内容
- 翻訳：2007年政府公開法（抄）

I アメリカの情報公開制度の概要

1 情報公開法改正の経緯

アメリカでは第二次世界大戦後、1946年に制定された行政手続法（Administrative Procedure Act）の第3条に置かれていた情報開示に関する規定に基づいて情報公開が行われていた。この規定は情報の開示について行政機関に幅広い裁量を認めていたため、より実質的かつ広範な情報公開を目的として、1966年に情報公開法（Freedom of Information Act, P. L. 89-487, 5 U.S.C. § 552, 以下FOIAという）が制定された。情報公開法は、これまで1974年、1976年、1986年、1996年と4回主要な改正がされてきた。

1996年の改正は、電子的な形態の記録へも情報公開範囲の拡大を目的としたものであった。

2 情報公開制度の概要

1996年に改正された情報公開法に基づく情報公開制度の概要は、以下の通りである。

個人、法人や国籍に関係なく何人も、理由の如何を問わずに、あらゆる分野の連邦政府の行政機関の、既存の同定可能な記録の公開を請求できる^(注1)。連邦議会や、連邦裁判所の記録等は、対象外である。

行政機関の適切な部署は、情報公開請求を受理

してから20開庁日以内に、開示できるか否かを回答しなくてはならない^(注2)。

以下の9分野のひとつまたは複数に該当する場合は、情報公開法の適用が除外される^(注3)。

- ・国防、外交関係で大統領令に従って機密指定されているもの
 - ・省庁内部の人事管理に関する規則や慣行
 - ・他の法律により公開の対象外とされている情報
 - ・営業秘密、内密に入手した商取引や金融に関する情報
 - ・行政機関相互の間や、行政機関内の内部的なメモ類や書簡
 - ・個人のプライバシーを侵害するような、個人的情報や病歴など
 - ・犯罪捜査の記録類
 - ・金融機関の規制や監督に関する情報
 - ・地図などの地質学、地球物理学的情報やデータ
- 行政機関は、記録の検索や複写等に必要な費用を、請求者等の類型に応じて請求することができる^(注4)。請求者等の類型は、商業利用、教育機関や学術・科学研究のための非営利科学研究機関と報道機関の代表による非商業的利用、その他に分類され、商業目的の利用の場合は、検索、複写、審査に要する費用を請求することができる。

情報公開請求の一部、または全部が認められなかった者は、その行政機関の長に行政不服申立てをすることができる。それでも公開が認められない場合は、連邦地方裁判所に提訴できる^(注5)。情報公開請求を認めるか否か、最終的には、裁判所が決定する。

実質的に原告が勝訴した場合には、訴訟費用を政府に負担させることができる^(注6)。

各行政機関は、情報公開法の施行の状況について

て、司法長官に年次報告書を提出しなくてはならない。^(注7) 報告書には、情報公開請求の受理件数、処理件数、未処理件数、処理に要した日数の中央値、非公開決定の件数、行政不服申立ての件数等を記載しなくてはならない。

II 改正にいたる経緯

1 改正の背景

1996年の改正から10年近くが経過し、情報公開請求件数が増加するのに対して、次の通り行政機関が十分に対応できない点が問題となってきた。

2001年度からでは、情報公開請求件数は35%以上増加している。^(注8) これに伴って情報公開請求への処理が遅れ、20日の期限が遵守できない事例が増加してきた。

行政機関が情報公開に要するコストも増大し、全行政機関の合計で年間3億ドルを超えているとされる。^(注9)

ブッシュ政権は、クリントン政権と比較すると、以下の点で情報公開に消極的であると指摘されてきた。

9.11テロ事件以降、ブッシュ政権では機密扱いの情報が急増し、機密情報以外の情報についても、テロ対策を理由に情報の開示を拒む傾向が顕著になっている。^(注10)

2001年10月のアシュクロフト (John Ashcroft) 司法長官による情報公開に関する指針は、クリントン政権のリノ (Janet Reno) 司法長官の指針より、はるかに公開を制限する方向になり、国土安全保障省の情報が広範に情報公開法の対象外とされてきた。^(注12)

訴訟によって初めて公開される情報も増加していたが、提訴できるのは、その費用負担に耐えられる大手メディアや圧力団体などに限られている。

これらの事情により、情報公開法の改正が求められていた。

2 109議会における審議

109議会 (2005-2006年) に最初に提出された法案は、情報公開法改正法案 (FOIA Bill, S.394) で、2005年2月16日に、共和党ジョン・コーニン (John Cornyn) 上院議員によって提出された。法案の目的は情報公開法を改正することにより、政府の説明責任や公開性を向上させ、アクセスのしやすさを改善し、情報公開請求に対して対応時間の短縮を図ることであった。

超党派の議員が共同提出者となっていたが、2006年9月に上院司法委員会の審査を終えたのみで、本会議での審議は行われず廃案となった。

下院でも同内容の法案 (H.R.867) が、上院法案と同日に共和党レーマー・スミス (Lamar Smith) 下院議員によって提出された。下院政府改革委員会に付託されたが、小委員会の審査のみで、本委員会では審査未了、廃案となった。

109議会では、さらに、コーニン議員により、情報公開迅速化法案 (S.589) が、2005年3月10日に提出された。情報公開請求への処理の遅れに対して、16人の委員で構成される臨時の委員会を設立して、情報公開の遅れを検証し、改善勧告を行うとする内容であった。

下院にも同内容の法案 (H.R.1620) が、民主党ブラッド・シャーマン (Brad Sherman) 議員によって提出された。上院法案は委員会審査のみ、下院法案は実質的な審査が行われないうまま、廃案となった。

1996年の情報公開法改正に主導的な役割を果たすなど長年情報公開法に取り組んできた民主党パトリック・レイヒー議員 (Patrick Leahy) は、国土安全保障法 (P.L.107-296) を改正して情報公開を促進する、情報公開再生法案 (S.622) を2005年3月15日提出したが、司法委員会に付託されたのみで、審査は行われなかった。

下院にも、開かれた政府再生法案（HR.2331）が民主党ヘンリー・ワックスマン（Henry Waxman）議員により提出されたが、委員会への付託が行われたのみで廃案となった。

3 大統領令

連邦議会での情報公開法改正の動きに対応して、情報公開請求への処理の遅れを改善するため、ブッシュ大統領は2005年12月14日に、両院に提出された法案の内容を盛り込んだ大統領令13392^(注13)を発した。その主要内容は以下の通りである。

- ・主任情報公開担当官の設置

行政機関に、主任情報公開担当官を設置する。主任情報公開担当官は、行政機関の長によって選任され、その機関の情報公開の効率的かつ適切な運営について、責任を負う。

- ・改革案の作成

行政機関は、情報公開プログラムについて評価し、情報公開の遅れを改善する策を含む改善案を作成しなくてはならない。

- ・報告義務

行政機関の長は、司法長官と行政管理予算局長に対して、情報公開の実態について見直した結果に関する報告書を提出しなくてはならない。司法長官はこれらを基に、大統領に対して、情報公開法の施行に関する報告書を提出する。

- ・各行政機関に、最低一か所の情報公開請求者サービスセンターを設置する。

- ・追跡番号等の請求追跡手段の導入

- ・情報公開公共調整官（public liaison officer）の設置

司法省は、2006年4月に、大統領令の実施に関するガイダンスを公表した^(注14)。

会計検査院（GAO）は、2002年から2006年までの期間における主要な21の行政機関の情報公開の遅れに関する調査を、2007年から2008年にかけて実施した。情報公開請求件数が増加し、処理が遅れ、未処理の件数が累積して増加しているが、

大統領令が出された結果、これに基づき各行政機関が改善計画を作成した後は、未処理件数の累積の増加率は減少傾向になっているとしている。また、累積未処理件数が増加している原因は、国土安全保障省における増加であるとしている。その上で、大統領令では、いまだに対応が不十分であると指摘している^(注15)。

Ⅲ 110 議会における審議

110議会（2007-2008年）では、連邦議会両院で多数派が共和党から民主党に12年間ぶりに交代するという、大きな変化があった。

法案提出に先立ち、2007年2月15日、下院行政監視・政府改革委員会小委員会で、司法省の担当者が、大統領令によって行政機関の情報公開の遅れが改善されている状況について証言を行った^(注16)。

109議会に提出された一連の法案が、110議会に再度提出された。連邦議会側は、大統領令は改革への第一段階とはなったが、情報公開請求の処理の遅れには大統領令だけでは十分対応できず、法改正が必要としていた^(注17)。

情報公開法改正法案（Freedom of Information Act Amendments of 2007, H.R.1309）は、民主党レイシー・クレイ（Wm. Lacy Clay）議員によって2007年3月5日に提出され、3月14日に下院を通過した。

上院法案（Open Government Act of 2007, S.849）は、2007年3月13日レイシー司法委員長によって提出された。

2007年3月14日の上院司法委員会で公聴会が開催された。ジョージワシントン大学ナショナルセキュリティアーカイブ法律顧問のメレディス・フュークス（Meredith Fuchs）は、法案を支持する証言を行った。ナショナルセキュリティアーカイブの調査によると、情報公開請求の中

には、20年近く処理されないものもあることが示された。その上で、フュークスは、大統領令ではなく、法改正による情報公開法の実効性の担保の必要性を証言した^(注18)。

上院法案は、2007年8月3日に、修正のうえ上院を通過した。両院法案共に、超党派の賛成があった。

各院通過法案の調整は難航した。特に訴訟費用負担をめぐる条項で、対立が大きかった。下院法案の内容を取り込んで、上院法案 (S.849) を修正した法案を新しい法案 (S.2427) として、2007年12月6日レイヒー司法委員長が提出した。この法案をさらに下院の主張を盛り込んで修正した法案が、2007年12月14日に、2007年政府公開法案 (Open Government Act of 2007, S.2488) として、レイヒー司法委員長によって提出された。同日修正せずに全会一致で上院本会議を通過した。12月18日、議事規則の適用停止^(注19)という手続きにより、発声投票で下院も通過した。12月31日に大統領が署名し、成立した (P.L.110-175)。

IV 2007年政府公開法の内容

2007年政府公開法は、全12条から成る。各条の内容は、以下の通りである。

第1条 略称

第1条は、この法律が引用される場合の略称を定めている。

第2条 認定

第2条では、情報公開法の過去の施行実績等について、連邦議会の評価が記述されている。

第3条 ニュースメディアのための手数料負担区分の保護

第3条では、情報公開請求の処理費用請求のた

めに、「ニュースメディアの代表」、「ニュース」を定義した。フリージャーナリストが、もしも特定のニュースメディアからの出版によって生計を立てていることを示すことができる場合は、その会社のために業務を行っているとみなす。手数料が減額される報道機関の代表について、フリージャーナリストを単に特定の機関に所属していないということによって排除しないように、判例等で示された定義を条文に盛り込んだものである。

これまでも、行政管理予算局 (OMB) のガイドラインによって、フリージャーナリストについては、出版契約書等により、報道機関の代表とみなされ、手数料の減額がされてきた^(注20)。

第4条 弁護士費用と訴訟費用の回収

第4条は、情報公開請求訴訟において、原告が行政機関に弁護士費用や訴訟費用を請求できる場合を拡大する規定である。従来は原告が訴訟において勝訴した場合のみであったが、この範囲を同意判決や行政機関の態度変更にも拡大した。

また、最高裁判所の2001年の判決^(注21)に対応して、いわゆるバックハノン (Buckhannon) 決定が情報公開法の訴訟には適用されないことを明確にした^(注22)。

第5条 十分な理由のない請求の拒否に対する懲戒的行為

第5条は、行政機関の十分な理由のない公開請求の拒否について、司法長官等に年次報告書の提出を求めている。

第6条 行政機関に対する回答期間制限

第6条は、処理の遅れに対する一種の制裁措置として、20日間の期限に間に合わない場合、検索手数料や複写料金の徴収をできなくする規定である。

第7条 公開請求と処理状況情報のための個別の追跡番号

第7条は、追跡番号システムの導入を定めている。処理に10日以上かかる請求に対して個別の追跡番号を付与し、請求者は電話またはインターネットによって、処理状況がわかるようにする。

第8条 報告義務

第8条では、情報公開法の遵守状況について、行政機関から司法長官に提出される年次報告書の記載事項が追加された。報告書の記載事項については、会計検査院も2007年の報告書等で、統計項目を拡充する法改正を連邦議会が検討するように求めていた。^(注23)

第9条 企業等で保持される行政機関の情報の公開

第9条は、企業等で保持される行政機関の情報についても、公開の対象を広げる規定である。

第10条 政府情報サービス局

第10条は、国立公文書館に政府情報サービス局を新設し、各行政機関には主任情報公開担当官と情報公開公共調整官を設置することを規定している。

政府情報サービス局は、情報公開法の遵守に関する審査等を行い、連邦議会と大統領に対して、改善勧告を行う。また、請求者と行政機関の紛争解決のための仲裁を行う。

主任情報公開担当官は、情報公開法の遵守に責任を負う。また、情報公開公共調整官を置くことで、訴訟によらない解決を目指している。いずれも大統領令を法制化したものである。

第11条 情報公開法に関係する人事政策の報告

第11条は、連邦人事管理庁 (OPM) に対して、情報公開に関係する人事政策の策定について検証し、連邦議会に報告書を提出するよう求めている。

連邦公務員の人事政策の面から、情報公開法の遵守を促すことが可能かどうかを検討するためである。

第12条 情報公開法のもとでの資料の削除権限に関する免除規定の要件

第12条は、資料の削除権限に関する例外規定の要件を明確にする文言を追加する規定である。

参考文献

- Harold C. Relyea, “Freedom of Information Act (FOIA) Amendments: 110th Congress”, *CRS Report for Congress*, Updated January 7, 2008. <<http://www.fas.org/sgp/crs/secretary/RL32780.pdf>>
- “Open Government: President Bush’s signature would strengthen the Freedom of Information Act,” *Washington Post*, Friday, December 28, 2007, A20.<http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2007/12/27/AR2007122702132_pf.html>
- 宇賀克也『アメリカの情報公開』良書普及会, 1998.
- 中川かおり「海外法律情報—情報公開法改正に向けた動き」『ジュリスト』No. 1348, 2008.1.1-15, p.232.

注

* インターネット情報は2008年7月30日現在である。

- (1) 5 U.S.C. § 552 (a)(3)
- (2) 5 U.S.C. § 552(a)(6)
- (3) 5 U.S.C. § 552(b)
- (4) 5 U.S.C. § 552(a)(4)(A)
- (5) 5 U.S.C. § 552(a)(4)(B)
- (6) 5 U.S.C. § 552(a)(4)(E)
- (7) 5 U.S.C. § 552(e)
- (8) “Statement of Melain Ann Pustay Acting Director Office of Information and Privacy Department of Justice, before the Subcommittee on Information Policy, Census, and National Archives Committee on Oversight and Government Reform United

- States House of Representatives, Hearing on Implementing FOIA (Freedom of Information Act) – Assessing Agency Efforts to meet FOIA Requirements”, February 15, 2007. <<http://www.usdoj.gov/oip/foia30.pdf>>; 情報公開請求の詳細な現状については、U. S. Department of Justice, *Freedom of Information Act (FOIA) Annual Report for Fiscal Year 2007* <http://www.usdoj.gov/oip/annual_report/2007/07contents.htm>参照。
- (9) Pustay, *op. cit.*
- (10) David Nather, “A rise in state secrets”, *CQ Weekly*, July 18, 2005, pp.1958-1966, 参照。
- (11) “Attorney General’s Memorandum for Heads of All Federal Departments and Agencies Regarding the FOIA (October 12, 2001)”. <<http://www.usdoj.gov/oip/011012.htm>>
- (12) Patrick Leahy, “Statement”, Senate Committee on the Judiciary, March 14, 2007. <http://judiciary.senate.gov/print_member_statement.cfm?id=2573&wit_id=2629>
- (13) Executive Order 13392 Improving Agency Disclosure of Information, December 14, 2005. <<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2005/12/20051214-4.html>>
- (14) Department of Justice, *Executive Order 13392 Implementation Guidance*, April 27, 2007. <<http://www.usdoj.gov/oip/foiapost/2006foiapost6.htm>>
- (15) GAO, *Agencies Are Making Progress in Reducing Backlog but Additional Guidance Is Needed: GAO Report to the Chairman, Subcommittee on Information Policy, Census, and National Archives, Committee on Oversight and Government Reform, House of Representatives*, March 2008, GAO-08-344. <<http://www.gao.gov/new.items/d08344.pdf>>
- (16) Pustay, *op. cit.*
- (17) Senate Committee on the Judiciary, “Need for Legislation”, *Open Government Act of 2007*, Senate Report 110-59, April 30, 2007, p.3. <http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=110_cong_reports&docid=fsr059.110.pdf>
- (18) Meredith Fuchs, “Testimony”, Senate Committee on the Judiciary, March 14, 2007. <http://judiciary.senate.gov/print_testimony.cfm?id=2573&wit_id=4080>
- (19) 議事規則の適用停止とは、賛否の分かれぬ法案を迅速に通過させるための簡易な審議の方法。
- (20) 宇賀, 前掲書, p.96.
- (21) *Buckhannon Board and Care Home Inc. v West Virginia Dep’t of Health and Human Resources*, 532 U.S. 598 (2001).
- (22) *Op. cit.* (17), p.6; House of Representatives Committee on Oversight and Government Reform, *Freedom of Information Act Amendments of 2007*, House of Representatives Report 110-45, March 12, 2007, p.6. <http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=110_cong_reports&docid=f:hr045.110.pdf>
- (23) GAO, *Freedom of Information Act: Processing Trends Show Importance of Improvement Plans*, March 2007, GAO-07-441, p.45. <<http://www.gao.gov/new.items/d07441.pdf>>

(ひろせ じゅんこ・海外立法情報調査室)

2007 年政府公開法 (抄訳)
Open Government Act of 2007
P.L.110-175 Dec. 31, 2007, 121 Stat. 2524

廣瀬 淳子訳

本法律は、合衆国法典第5編第552条（一般に情報公開法と呼ばれる法律）を強化することにより、政府へのアクセスの容易性、説明責任及び開放性を促進するため、並びにその他の目的のために制定する。

第1条 略称

この法律が引用される場合には、「2007年公開による政府実効性促進法」、又は「2007年政府公開法」とする。

第2条 認定

(省略)

**第3条 ニュースメディアのための手数料負担
区分の保護**

§ 552(a)(4)(A)(ii)の文末に次の文言を追加する。

本項において、「ニュースメディアの代表」とは、一般公衆の一部が関心を持つ可能性のある情報を収集し、その編集技量を用いて材料を別個の作品にし、それを読者に頒布する、いかなる個人又は法人をも意味する。本項において、「ニュース」とは、現時の出来事に関する、又は、一般公衆が現在関心を持つであろう、情報を意味する。ニュースメディア法人の事例としては、一般公衆に広く放送するテレビ局又はラジオ局、及び、その出版物を一般に購入若しくは、定期購読、又は無料配布によって利用可能としている定期刊行物の出版社（ただし、そのような法人がニュースの配信者とみなされる場合のみ）が挙げられる。これらの事例は、包括的なものではない。さらに、ニュースの配信方法の進化に従って（例えば、電

子通信サービスを利用した新聞の電子的配信の採用）、そのような代替的なメディアもニュースメディア法人とみなされる。フリージャーナリストは、その者が、当該法人から出版を期待する確実な根拠を示すことができる場合は、このジャーナリストが実際に法人と雇用関係にあるか否かを問わず、そのニュースメディア法人のために働いているとみなす。出版契約は、このような期待の確実な証拠となる。政府は、このような決定に際しては、請求者の過去の出版記録も考慮することができる。

第4条 弁護士費用と訴訟費用の回収

(a) 通則

§ 552(a)(4)(E)を以下のように改める。

(1) (E)の後に(i)を加える。

(2) 末尾に次の文言を追加する。

(ii) このサブパラグラフにおいては、情報公開請求の原告が、以下のいずれかによって救済を得た場合は、その原告は、実質的に勝訴となる。

(I) 裁判所の命令、執行可能な書面契約、若しくは同意判決

(II) 原告の請求が非実質的でないときは、行政機関が任意に又は一方的に態度変更した場合

(b) 制限

合衆国法典第31編第1304条の規定にかかわらず、§ 552(a)(4)(E)項の規定に基づいて算定された費用を払うために、財務省の請求訴訟基金から支出することを禁ずる。

このような費用は、支払請求又は判決が下され

た行政機関に毎年授権され、歳出される予算からのみ支払うものとする。

第5条 十分な理由のない請求の拒否に対する懲戒的行為

§ 552(a)(4)(F)を以下のように改める。

- (1) (F)の後に(i)を加える。
- (2) 末尾に次の文言を追加する。
 - (ii) 司法長官は、
 - (I) (i)項の第一文に書かれた各民事訴訟を特別法律顧問に通知するものとする。
 - (II) そのような民事訴訟の件数に関する年次報告書を連邦議会に提出するものとする。
 - (iii) 特別法律顧問は、(i)項に基づき自らがとった措置に関する年次報告書を、連邦議会に提出しなくてはならない。

第6条 行政機関に対する回答期間制限

(a) 回答期間制限

- (1) 通則

§ 552 (a)(6)(A)を改め、(ii)項の後に次の文言を加える。

(i)項の定める 20 日間の期間は、行政機関の適切な部署が情報公開請求を受理した日から起算されるが、起算日は、行政機関の情報公開規則により、その機関の情報公開請求を受理するとされたいずれかの部署が最初に受理してから 10 日以降となってはならない。

また、次の場合を除き、行政機関は 20 日間の期間の進行を停止してはならない。

 - (I) 行政機関が、情報を明確にするために請求者へ確認を行い、そのような情報を待つて 20 日間の期間を停止させる場合。
 - (II) 手数料の見積りについて、請求者に確認する必要がある場合。いずれの場合も、請求者の回答によって、行政機関は停止

期間を終了させる。

(2) 施行期日

(省略)

(b) 回答期間制限の遵守

(1) 通則

(A) 検索手数料

§ 552 (a)(4)(A)の末尾に次の文言を追加する。

(viii) 情報公開請求の処理に異常か例外的な状況（省略）がない場合で、行政機関が(6)項に定める期間の制限に従えないときは、検索（請求者が(ii)(II)に該当する場合は複写の）料金を課することを禁止する。

(B) 公共調整官

§ 552 (a)(6)(B)(ii)の第一文の後に以下を追加する。

各行政機関は請求者を援助するために、行政機関と情報公開請求者の紛争の解決を助ける、情報公開公共調整官を利用できるようにしなくてはならない。

(2) 施行期日と適用

(省略)

第7条 公開請求と処理状況情報のための個別の追跡番号

(a) 通則

§ 552 (a)の末尾に次の文言を追加する。

- (7) 各行政機関は以下を設けなくてはならない。
 - (A) 処理に 10 日以上かかる各情報公開請求のために、個別化された追跡番号を割り当てるシステムを作り、その公開請求に割り当てられた追跡番号を請求者に通知する。
 - (B) 追跡番号を用いて請求者に対して請求の処理状況について以下の情報を提供する電話又はインターネットのサービスを設置する。

- (i) 行政機関が請求を受理した日
 - (ii) 行政機関が処理の終了を予定する日
- (b) 施行期日と適用
(省略)

第8条 報告義務

- (a) 通則
§ 552 (e)(1)を次のように改める。
- (1)~(4) (省略)
 - (5) (E)の後に以下を追加する。
 - (F) 行政機関が、情報公開請求を受理した日から起算して、回答日までに要した平均の日数、回答に要した日数の中央値、回答に要した日数の分布
 - (G) 情報公開請求を受理した日から、回答までに要した業務日数の区分(後略)ごとの請求件数
 - (H) 行政機関が、情報公開請求を受理した日から起算して、情報提供日までに要した平均の日数、情報提供日数の中央値、情報提供日数の分布
 - (I) 行政不服申立てが行政機関に受理された日から回答までに要した日数の平均値と中央値(以下略)
 - (J) 各行政機関で係属中の請求のうち、最も受理日が古い10件に関するデータ(以下略)
 - (K) 各行政機関で係属中の行政不服申立てのうち、最も受理日が古い10件に関するデータ(以下略)
 - (L) 優先的な処理要求に対する諾否の件数並びに諾否の決定に要した日数の平均及び中央値(以下略)
 - (M) 手数料免除要求に対する諾否の件数並びに手数料免除の裁定に要した日数の平均及び中央値
- (b) 行政機関と行政機関の各主要な組織への適用

- (省略)
- (c) データの一般利用
(本条の(b)で再編された) § 552 (e)(3)の末尾に次の文言を追加する。

加えて、各行政機関は要求に応じて、報告書の中で使用された元の統計データを、電子的に一般に利用可能な形態で作成しなくてはならない。

第9条 企業等で保持される行政機関の情報の公開

- § 552(f)(2)を削除し、以下のように全文修正する。
- (2) 本条における「記録」等には、次の情報を含める。
 - (A) 情報公開の対象となる行政機関の保持する記録で、電子的な形態を含むあらゆる形態の記録
 - (B) (A)項にいう情報で、行政機関のために政府との契約に基づく者により、記録管理の目的で、保持される情報

第10条 政府情報サービス局

- (a) 通則
§ 552 の末尾に次の文言を追加する。
- (h)(1) 国立公文書館(NARA)に、政府情報サービス局(OGIS)を設置する。
- (2) 政府情報サービス局は、以下に掲げる業務を行う。
 - (A) 情報公開法に係る行政機関の政策や手続の審査
 - (B) 行政機関による情報公開法の遵守に関する審査
 - (C) 連邦議会及び大統領に対する、情報公開法の運用改善に関する政策変更勧告
 - (3) 政府情報サービス局は、情報公開請求者と行政機関の紛争を解決するために、訴訟にすべてではなく代替する解決策としての仲裁

を行う。また、同局の裁量により、仲裁が紛争を解決していない場合に、諮問的意見を出す権限を付与する。

- (i) 会計検査院は、情報公開法の施行について行政機関の検査を行い、その詳細な結果について報告書を刊行する。
- (j) 各行政機関は、その機関の上級職員である主任情報公開担当官を任命する（次官補、又はこれと同格とする）。
- (k) 主任情報公開担当官は当該機関の長の命に従って、以下の職務を行う。
 - (1) 情報公開法の効率的かつ適切な遵守に関する当該機関の全組織にわたる責任を負う。
 - (2) 当該機関の全組織の情報公開法施行について監視し、当該機関の長、当該機関の主任法務官、及び司法長官に、当該機関の情報公開法の施行状況について適切に通知する。
 - (3) 情報公開法施行の改善のために、当該行政機関の慣行、政策、人員及び予算の修正について当該機関の長に勧告する。
 - (4) 当該機関の情報公開法の施行状況について、司法長官が指示した時期と形式により、当該機関の長を通じて、司法長官に報告する。
 - (5) 情報公開法の法令上の除外規定の目的について、一般の理解を促進する。（中略）
 - (6) 各行政機関に、少なくとも 1 人の、情報公開公共調整官を任命する。
- (1) 情報公開公共調整官は、情報公開請求者からの、情報公開請求センターの職員が最初に対応したセンターのサービスに対する懸念に対応する監督者としての職務を行い、その行政機関の主任情報公開担当官に職務について報告す

る。情報公開公共調整官は、情報公開請求の処理状況について、遅れを減らし、処理状況について透明性及び理解を向上させることを支援し、紛争の解決を支援することに責任を負う。

- (b) 施行期日
（省略）

第11条 情報公開法に関係する人事政策の報告

連邦人事管理庁（OPM）は、本法の制定後1年以内に、次の項目について検証した報告書を連邦議会に提出しなくてはならない。

- (1) 行政府において次のように人事政策を変更することが可能か否か
 - (A) すべての連邦職員が情報公開法の定める公開義務を果たすように促すこと
 - (B) 行政府の内部で情報公開を担当する幹部職員の地位向上
- (2) 特定の又はすべての職種の連邦政府職員の人事評価の要素として、情報公開法の遵守を含めるか否か
- (3) 合衆国法典第 5 編第 552 条及び 552a 条の遵守に特化した連邦職員の職種を新設するか否か
- (4)～(6) （省略）

第12条 情報公開法のもとでの資料の削除権限に関する免除規定の要件

§ 552 (b)(9)に続く節の修正
（省略）

（ひろせ じゅんこ・海外立法情報調査室）